

I 演技の評価

- 1 間違いが演技の一部であり許容できる場合は、「劣る」あるいは「非常に劣る」(4.5~0.5)を与える。
- 2 演技として本来あるべき要件や性質が欠けている場合は、評価項目「技」、「全体の流れ」の両方に「劣る」あるいは「非常に劣る」(4.5~0.5)を与える。さらに集計担当者は合計点を半減する。
- 3 “本来あるべき要件や性質が欠けている”とは、攻撃部位や極める技が異なる、投げる方向が明らかに異なる、など理合いから大きく外れる場合を指す。
- 4 当身や武器が実際に相手に当たった場合は、「劣る」あるいは「非常に劣る」(4.5~0.5)を与える。過度と判断される場合は、2の場合に準じて総点を半減する。

II やり直し

1 順序

(1) 定義

☞ 本来の順番でない技を行なうか、あるいは途中で間違いに気づき、本来の技を始める。

(2) 事例

①投の形

「浮腰」の次に「払腰」を抜かし「釣込腰」を演技し、「払腰」からやり直すか、あるいは「浮腰」の次に「釣込腰」をし始めたが、途中で「払腰」に戻って演技した場合。

②固の形

「裸絞」の次に「送襟絞」を抜かし「片羽絞」を演技し、「送襟絞」からやり直すか、あるいは「裸絞」の次に「片羽絞」をし始めたが、途中で「送襟絞」に戻って演技した場合。

③極の形

「突掛」の次に「突上」を抜かし「摺上」を演技し、「突上」からやり直

すか、あるいは「突掛」の次に「摺上」をし始めたが、途中で「突上」に戻って演技した場合。

④柔の形

「胸押」の次に「突上」を抜かし「打下」を演技し、「突上」からやり直すか、あるいは「胸押」の次に「打下」をし始めたが、途中で「突上」に戻って演技した場合。

⑤講道館護身術

「両手取」の次に「左襟取」を抜かし「右襟取」を演技し、「左襟取」からやり直すか、あるいは「両手取」の次に「右襟取」をし始めたが、途中で「左襟取」に戻って演技した場合。

⑥五の形

順番の間違いは想定できない。

⑦古式の形

「水流」の次に「曳落」を抜かし「虚倒」を演技し、「曳落」からやり直すか、あるいは「水流」の次に「虚倒」をし始めたが、途中で「曳落」に戻って演技した場合。

(3) 採点票の事例

1) 1つ抜かして、そのまま本来の順序で終わりまで演技した場合。

☞⑤番目の欄に⑤ではない技、⑥が行われたとき。⑤欄は「0」。⑥番目の欄に⑦の技が行われたら、⑥欄には、「0」。

☞審査員は単純に実施番号の評価欄に妥当な技が行われたかどうかを判断する。

技名称			評点	間違いの有無	演技内容
腰 技	⑤	払 腰	0	抜かず	⑥
	⑥	釣込腰	0	別の技	⑦
足 技	⑦	送足払	0	別の技	⑧
	⑧	支釣込足	0	別の技	⑨

- 2) 1つ抜かしてから気づいて、抜かした技からやり直した場合。
 ☞⑤番目の欄に⑤ではない技、たとえば⑥が行われたとき。⑤欄は「0」。
 次の⑥番目の欄に⑤の技が行われたら、順序間違えとして⑥欄は「0」。
 ⑦番目の欄に⑥の技が行われたら、⑦欄は「0」。

技名称			評点	間違いの有無	演技内容
腰 技	⑤	払 腰	0	抜かす	⑥
	⑥	釣込腰	0	別の技	⑤
足 技	⑦	送足払	0	別の技	⑥
	⑧	支釣込足	0	別の技	⑦

- 3) 2つ抜かして演技して気づき、抜かした技から順にやり直した場合。
 ☞⑤番目の欄に⑤ではない技、たとえば⑦が行われたとき。⑤欄は「0」。
 ⑥番目の欄に⑥ではない技、⑤が行われたので⑥欄は「0」。⑦番目の欄に⑥の技が行われたら、⑦欄は「0」。

技名称			評点	間違いの有無	演技内容
腰 技	⑤	払 腰	0	抜かす	⑦
	⑥	釣込腰	0	別の技	⑤
足 技	⑦	送足払	0	別の技	⑥
	⑧	支釣込足	0	別の技	⑦

注) 「間違いの有無」欄への記入は、メモ程度も可とする。この事例の“別の技”は便宜上使用している。

2 位置

(1) 定義

☞ 各技本来の位置取りを行わず演技したり、一旦決めた位置を修正する。

(2) 事例

①投の形

次の技の位置でないとところに立ち止まり、その後移動して本来の位置に立った場合。

②固の形

取が近間から間違って遠間に退いた場合。

③極の形

受が「横打」で約90センチメートルで相対し、間違いに気づき遠間に移動した場合。

④柔の形

「打下」で約1歩の間合いで相対し、間違いに気づき約2歩の間合いに移動した場合。

⑤講道館護身術

間違えて反対側に立ってから、気づいて本来の位置についた場合。

⑥五の形

3本目が終わって、取と受の位置が逆のまま、4本目を始めた場合。

⑦古式の形

間違えて反対側に立ってから、気づいて本来の位置についた場合。

3 動作

(1) 定義

☞ 各技本来の動作を行わず、途中で本来の動作を行う。

(2) 事例

①投の形

「払腰」の動作で受の腋に手を差し入れるところを行わず、途中で間違いに気づき本来の動作を行った場合。

②固の形

取が受の腕を持ち上げた後に、戻した場合。

受が右手で取の襟を取ろうとしたが、途中で間違いに気づき、左手で本来の動作を行った場合。

③極の形

当身等で攻撃の準備動作に入ったと認められる動作（実は他の技の動作）を、本来の技の攻撃準備動作に修正して施したと認められる場合。

④柔の形

「肩廻」で受が取の体を左へ回す動作をするところ両手を上方に挙げ、途中で間違いに気づき本来の動作を行った場合。

⑤講道館護身術

「顎突」で、取が受の手首を掴み損ね、再度本来の動作を行った場合。

⑥五の形

「一本目」で取が受を後方へ押し崩すため左足から進み出し、途中で間違いに気づき本来の動作を行った場合。

⑦古式の形

「水流」で受が左手で襟を掴みに行くところ右手で掴みに行き、途中で間違いに気づき本来の動作を行った場合。